ID:　405

担当部署:　上下水道部 下水道課

処分の概要	負担金の賦課徴収
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例　第9条第1項及び第4項
例 規 番 号	昭和46年条例第1号

【根拠条文】

（負担金の賦課及び徴収）

第9条　市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第7条の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2　前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においてはすることができない。

3　市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期限等を受益者に通知しなければならない。

4　負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

【基準】

根拠条文及び第4条から第6条まで、芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第2条の規定による。

（負担区の事業費の額）

第4条　負担区の事業費の額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1)　当該負担区と他の負担区に共通する施設に係る事業(以下「共通事業」という。)に要する費用の額に、当該負担区の地積の当該負担区と当該他の負担区の地積の合計に対する割合を乗じて得た額

(2)　当該負担区における共通事業以外の事業に要する費用の額

（負担区の負担金の総額）

第5条　負担区の負担金の総額は、負担区の事業費の額に5分の1を乗じて得た額とする。

（各受益者の負担金の額）

第6条　受益者が負担する負担金の額は、負担区の負担金の総額を当該負担区の地積で除して得た額(以下「単位負担金額」という。)に当該受益者が第8条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。

[芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則]

（負担区等の地積）

第2条　負担金の算定基準となる負担区及び受益者に係る土地の地積は公簿による。ただし、公簿地積によりがたいと市長が認めたときは、実測、その他の方法によることができる。

備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	年　　月　　日